

I 在名外国人

1 国籍別外国人住民数

(単位：人) (各年12月末現在)

区別	国籍別											合計
	年	中国	韓国又は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	
千種区	4年	1,985	1,166	769	406	758	57	178	128	98	1,031	6,576
	5年	2,158	1,146	657	431	845	60	179	109	106	1,187	6,878
	6年	2,289	1,114	702	447	895	60	191	132	147	1,322	7,299
東区	4年	1,314	752	250	355	287	54	60	87	44	453	3,656
	5年	1,393	747	253	371	337	51	54	88	66	482	3,842
	6年	1,478	747	284	421	440	53	62	96	82	578	4,241
北区	4年	1,445	1,193	554	1,116	773	149	56	78	115	618	6,097
	5年	1,474	1,158	614	1,153	972	154	55	82	175	700	6,537
	6年	1,522	1,135	762	1,189	1,186	182	51	81	233	794	7,135
西区	4年	894	822	516	487	497	125	84	50	55	518	4,048
	5年	912	792	623	508	529	129	83	76	98	616	4,366
	6年	957	775	736	554	684	128	97	75	145	729	4,880
中村区	4年	1,187	1,221	955	377	1,478	81	57	74	69	629	6,128
	5年	1,229	1,220	909	395	1,839	94	64	86	106	749	6,691
	6年	1,321	1,210	1,036	452	2,531	94	56	82	163	984	7,929
中区	4年	2,527	964	738	1,867	1,486	189	152	154	84	969	9,130
	5年	2,635	953	765	2,010	1,704	191	200	173	95	1,110	9,836
	6年	2,826	972	834	2,020	1,904	206	222	202	112	1,477	10,775
昭和区	4年	1,680	620	411	222	230	49	124	84	129	1,004	4,553
	5年	1,641	613	413	243	282	42	126	101	158	1,037	4,656
	6年	1,602	598	415	280	304	42	133	92	196	1,062	4,724
瑞穂区	4年	781	491	126	194	119	78	46	48	27	257	2,167
	5年	823	485	137	187	111	67	46	50	35	323	2,264
	6年	858	479	180	201	103	60	45	52	51	357	2,386

区別	国籍別	中国	韓国又は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	合計
	年											
熱田区	4年	578	354	385	198	154	127	49	39	56	337	2,277
	5年	659	357	472	206	211	135	46	35	74	358	2,553
	6年	702	354	503	227	292	127	46	35	114	475	2,875
中川区	4年	1,725	1,488	1,152	855	631	541	51	74	119	935	7,571
	5年	1,825	1,442	1,336	928	842	546	55	76	249	1,063	8,362
	6年	1,864	1,397	1,552	991	1,091	555	55	75	346	1,302	9,228
港区	4年	2,123	1,156	1,154	1,098	508	1,514	23	39	201	1,990	9,806
	5年	2,181	1,125	1,442	1,133	537	1,521	24	44	249	2,374	10,630
	6年	2,187	1,092	1,641	1,182	649	1,451	30	47	340	2,756	11,375
南区	4年	1,571	1,185	1,347	861	402	427	35	25	151	592	6,596
	5年	1,613	1,157	1,552	916	490	458	32	28	260	640	7,146
	6年	1,650	1,104	1,661	953	612	452	29	30	303	722	7,516
守山区	4年	973	1,280	577	517	284	194	51	27	75	500	4,478
	5年	1,009	1,241	716	551	349	202	56	27	144	589	4,884
	6年	1,044	1,214	795	534	409	199	66	31	214	679	5,185
緑区	4年	1,788	845	1,030	557	189	389	46	42	167	614	5,667
	5年	1,832	825	1,165	568	207	383	48	39	246	637	5,950
	6年	1,849	801	1,271	582	236	365	51	40	336	662	6,193
名東区	4年	1,275	732	224	327	143	98	188	92	63	732	3,874
	5年	1,353	718	308	351	154	95	207	100	100	731	4,117
	6年	1,355	722	343	384	158	101	247	102	138	768	4,318
天白区	4年	1,021	715	355	300	322	118	84	62	65	454	3,496
	5年	1,073	672	471	322	402	106	79	66	102	504	3,797
	6年	1,092	663	596	348	433	110	85	66	150	644	4,187
計	4年	22,867	14,984	10,543	9,737	8,261	4,190	1,284	1,103	1,518	11,633	86,120
	5年	23,810	14,651	11,833	10,273	9,811	4,234	1,354	1,180	2,263	13,100	92,509
	6年	24,596	14,377	13,311	10,765	11,927	4,185	1,466	1,238	3,070	15,311	100,246

2 外国人留学生（各年度5月1日現在）

(1) 外国人留学生数

(単位：人)

区 分		年 度				
		2	3	4	5	6
※1	名古屋市	3,872	3,458	3,489	3,824	3,643
※2	名古屋市（専修、日本語教育機関等含む）	9,004	6,509	6,623	8,449	8,837
※1	愛知県	6,262	5,731	5,749	5,885	6,010
※2	全国	136,133	129,258	127,512	138,357	149,407
※2	全国（専修、日本語教育機関等含む）	279,597	242,444	231,146	279,274	336,708

※1 愛知県留学生交流推進協議会調べ（名古屋市の人数については、市内にある大学（短大を含む）に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

※2 独立行政法人日本学生支援機構調べ（名古屋市の人数については、学校所在地を名古屋市として回答した学校に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

(2) 市内大学別留学生数

(単位：人)

大学名		年 度				
		2	3	4	5	6
名古屋大学		1,871	1,937	2,039	2,135	2,009
名古屋工業大学		345	307	242	239	226
名古屋市立大学		148	155	162	161	148
愛知大学		246	219	225	219	189
愛知淑徳大学		-	-	-	-	27
愛知東邦大学		24	31	18	19	15
金城学院大学		20	7	7	11	15
椙山女学園大学		10	2	3	8	16
大同大学		-	2	7	9	5
中京大学		130	138	129	126	118
同朋大学		12	10	9	5	5
豊田工業大学		9	3	2	5	6
名古屋音楽大学		17	19	15	11	12
名古屋学院大学		48	31	35	42	45
名古屋造形大学		-	-	-	47	74
南山大学		251	204	203	299	274
名城大学		100	102	76	73	89
愛知学院大学短期大学部		-	-	-	1	-
愛知大学短期大学部		-	-	-	-	1
名古屋女子大学短期大学部		-	-	-	1	1
名古屋文化短期大学		6	6	2	6	5
東京福祉大学名古屋キャンパス		635	285	315	406	361
国際ファッション専門職大学		-	-	-	1	-
名古屋国際工科専門局大学		-	-	-	-	2
計 (校数は留学生在籍校のみ)		16校 3,872	17校 3,458	17校 3,489	21校 3,824	16校 3,643

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(注)東京福祉大学名古屋キャンパスについては、平成30年度より算入している。

(注)名古屋造形大学、愛知学院大学短期大学部、名古屋女子大学短期大学部、国際ファッション専門職大学については、令和5年度より算入している。

(3) 市内大学在学の国・地域別外国人留学生数

(単位：人)

国又は地域	年 度	2	3	4	5	6
中 国		1,841	1,906	1,828	1,843	1,735
台 湾		90	75	67	90	106
韓 国		300	279	311	324	315
イ ン ド ネ シ ア		104	98	102	95	114
タ イ		73	72	75	78	72
ネ パ ー ル		394	190	233	320	257
ベ ト ナ ム		310	162	141	135	128
マ レ ー シ ア		61	61	48	47	40
ア メ リ カ		82	27	37	161	134
そ の 他		617	588	647	731	742
計		3,872	3,458	3,489	3,824	3,643

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(4) 経費別市内大学留学生数

(単位：人)

年 度	国費留学生	外国政府 派遣留学生	私費留学生等	合計
令和4年度	398	30	3,061	3,489
令和5年度	400	24	3,400	3,824
令和6年度	398	20	3,225	3,643

愛知県留学生交流推進協議会調べ

Ⅱ 国際会議等

1 都市別国際会議の開催件数 <令和5年上位10都市を記載>

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
東京 (23区)	543	557	574	608	645	561	63	3	134	311
京都市	202	218	278	306	348	383	26	4	70	172
横浜市	200	190	188	176	156	277	9	13	44	98
福岡市	336	363	383	296	293	313	15	0	33	79
名古屋市	⑤163	⑥178	⑤200	⑤183	⑤202	⑥252	同列⑦9	同列⑩0	⑦21	⑤62
仙台市	80	221	115	120	116	136	10	1	23	60
神戸市	82	113	260	405	419	438	23	1	19	54
つくば地区	66	53	50	47	42	54	4	0	11	46
大阪市	130	139	180	139	152	204	9	0	11	45
北九州市	73	86	105	134	133	150	6	2	10	45
札幌市	101	107	115	116	109	102	2	0	23	43
全 国	2,590	2,847	3,112	3,313	3,433	3,621	222	29	553	1,376

(注) 1. 国際会議：日本を含む3ヶ国以上・50名以上の参加がある会議
(特定企業の利益を追求することを目的とした会議等を除く)

2. 名古屋の会議件数の前にある○内の数字は、その年における名古屋の日本国内順位を示す。

3. 令和2年および令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、
各都市とも国際会議開催件数は大きく減少

4. 歴年統計

資料：日本政府観光局「2023年国際会議統計」

令和7年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第72回日本実験動物学会総会/ The 72nd Annual Meeting of the Japanese Association for Laboratory Animal Science	5月21日 ～5月23 日	実験動物および動物実験に関する基礎および応用研究の発表、知識の交換、連絡、情報の提供を行う学会。	720人 (50人・6か国)	ポートメッセなごや
2	第68回日本神経化学会 The 68th Annual Meeting of the Japanese Society for Neurochemistry	9月11日 ～9月13 日	「化学物質・分子により脳の仕組み及び疾患のメカニズムを解き明かす」を基本理念とし、理念実現のために、徹底した「深い議論」及び「若手育成」をポリシーとした活動を継続する事を目的に開催する学会。	850人 (60人・7か国)	ウインクあいち
3	IIIAE 2025 Nagoya国際会議 IIIAE 2025 Nagoya (International Institute of Innovative Acoustic Emission)	11月4日 ～11月7 日	若手を含めた研究者のネットワーク構築ならびに国際親善を進めること、本会議を通じて参加研究者等の知識と経験を異なる分野の研究者同士で共有することで、新たな課題解決手段等を生み出す、いわゆる学際融合を見出すことを目的に開催する国際会議。	300人 (100人・25か国)	ミッドランドホール、ANAクラウンホテル
4	第66回電池討論会 The 66th Battery Symposium in Japan	11月18日 ～ 11月20日	蓄電池および燃料電池に関する講演と討論を通じて、学術並びに技術の進歩の向上を諮ることを目的とした会議。	2500人 (300人・6か国)	ウインクあいち
5	第18回先進プラズマ科学と窒化物及びナノ材料への応用に関する国際シンポジウム/第19回プラズマナノ科学技術国際会議 18th International Symposium on Advanced Plasma Science and its Applications for Nitrides and Nanomaterials / 19th International Conference on Plasma-Nano Technology & Science (ISPlasma2026/IC-PLANTS2026)	3月2日 ～3月6日	先進プラズマナノ科学とその応用を基盤とし、国際連携による研究開発の促進およびその高度化を目指している。プラズマナノ科学に加えて、窒化物半導体、カーボンナノチューブなどのナノ材料製造プロセス、更には新興著しいプラズマバイオ応用までをも対象とするところに特色があり、各分野の融合による新しい価値の創造を行うことができる国際会議。	400人 (240人・20か国)	名城大学

令和6年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション(実績)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第44回日本脳神経外科コンgres ス総会/ The 44th Annual Meeting of the Japanese Congress of Neurological Surgeons	5月9日～ 5月12日	日本脳神経外科コンgresは、脳神経 外科医の生涯教育と科学的研究による 脳神経外科学の進歩を通して、国民の 健康・福祉に貢献することを目的とし た国際会議。	4,550人 (50人・3か国)	ポートメッセなごや
2	第23回乳幼児けいれん研究会国 際シンポジウム /The 23rd Annual Meeting of Infantile Seizure Society	5月30日 ～ 6月1日	新生児期から乳幼児期に発症するけい れん性疾患に焦点を当てた専門性の高 い研究会であり、ここでの議論を世界 に発信して行くというコンセプトのも と、年一回のペースで乳幼児けいれん に関する様々なテーマを設定し開催さ れている国際会議。	380人 (180人・15か国)	名古屋国際会議場
3	第25回国際電気生理運動学会/ XXV Bi-ennial meeting of International Society for Electrophysiology and Kinesiology (ISEK2024)	6月26日 ～ 6月29日	電気生理学および運動学に関する最新 知見を、記念講演、シンポジウム、一 般発表、ワークショップなどを通して 共有することを目的とする国際会議。	500人 (400人・24ヶ国)	名古屋国際会議場
4	国際飛行検査シンポジウム2024 (IFIS2024)	7月8日～ 7月12日	飛行検査に係る技術情報共有と、「世界 各国の飛行検査関連機関による、技 術情報の交換、飛行検査実施方法に対 する改善の提案、新システムに対する 飛行検査内容の検討報告」などを目的 とした国際会議。	300人 (200人・40か国)	ポートメッセなごや
5	国際水頭症学会2024/ Hydrocephalus 2024	9月13日 ～ 9月16日	教育講演や発表を通して、水頭症に関 連する医学、工学の年次研究報告を行 うことを目的とした国際会議。	310人 (260人・30ヶ国)	ウインクあいち
6	第10回日韓医学物理学学会学術合 同大会/ The 10th Japan-Korea Joint Meeting on Medical Physics	9月20日 ～ 9月22日	医学物理や放射線医学、境界医学の分 野の研究者による研究発表や各国の著 名な講演者による最新トピックの講 演・教育セミナーを通して、医学物理 学分野の国際的学術交流を促進するこ とを目的とした国際会議。	500人 (150人・3か国)	名古屋国際会議場
7	第61回日豪経済合同委員会会義 / The 61 st Japan Australia joint business conference	10月23日 ～ 10月25日	両国の財界トップや政府高官が一堂に 会し、貿易・投資を中心に時代に即し たテーマで、幅広く討議し、必要に応 じて両国政府へ提言も行う会議。	558人 (250人・1か国)	名古屋観光ホテル
8	第97回日本胃癌学会総会/ The 97th Annual Meeting of the Japanese Gastric Cancer Association	3月12日 ～3月14 日	外科、内科、内視鏡、病理医などが集 い、胃癌治療に関する研究成果発表と 活発な議論、手術手技向上を目的とし た教育講演を実施する。また、医療機 器の開発に携わる企業および研究者も 参加し、研究開発の公表や意見交換を 通じて、胃癌治療、手術の技術向上に つなげることを目的とした国際会議。	2,000人 (200人・6か国)	名古屋コンベンショ ンホール

Ⅲ 在名古屋国際機関等一覧

1 外国公館等

(2025年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
在名古屋米国領事館	首席領事 アンナ・ワン	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-4501
在名古屋カナダ領事館	領事 デイヴィット・パデュー	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル 6F	972-0450
駐名古屋大韓民国総領事館	総領事 金星秀(キム ソンス)	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目19-12	586-9221
中華人民共和国駐名古屋総領事館	総領事 楊 嫻 (ヤン シェン)	〒461-0005 名古屋市中区東桜2丁目8-37	932-1098
在名古屋トルコ共和国総領事館	総領事 ダムラ・ギュミュシュカヤ	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目21-23 KSイセヤビル 4F	263-6200
在名古屋フィリピン共和国総領事館	代理総領事 ジェローム・カストロ	〒460-0008 名古屋市中区栄3-31-3	211-8811
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	総領事 ルイス・フェルナンド・ア ボッチ・ガウヴォン	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目10-29 白川第8ビル 2F	222-1106
在名古屋ペルー共和国総領事館	総領事 ルイス・アルフレド・エス ピノサ・アギラル	〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング 3F	209-7852
アリアンス・フランセーズ 愛知フランス協会	館長 ドロテ・リアル	〒464-0819 名古屋市中区千種区四ツ谷通2-13 ルーツストーンファーストビル 3F	781-2822
大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) 名古屋貿易館	館長 崔 晟洛 (チェ・ジョンラク)	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 23F	561-3936
名古屋アメリカン・センター	—	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-8631
VCA日本事務所 (英国運輸省)	理事 スティーブ・ホルドクロフ ト	〒456-0018 名古屋市中区熱田区新尾頭一丁目6-9 金山大和ビル3F	683-8831
米国ウエストヴァージニア州政府 日本代表事務所	駐日代表 村山 敦子	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目25-11 日生村瀬ビル 7F	953-9798
フランスCEEJA・アルザス日本 事務所	代表 後藤 淳子	〒464-0804 名古屋市中区千種区東山元町1-36	789-0811
国際連合地域開発センター (UNCRD)	所長 村田 重雄	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	561-9377

2 名誉(総)領事館

(2025年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
アンゴラ共和国名誉領事館	名誉領事 貸谷 伊知郎	〒450-8575 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 センチュリー豊田ビル 豊田通商(株)名古屋本社内	584-8002
イスラエル国名誉領事館	名誉領事 鎌田 敏行	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-14-4エグゼ丸の内ビル 701号室 (株)岡田商事名古屋支店内	201-9550
インドネシア共和国名誉領事館	名誉領事 杉本 英雄	〒462-0841 名古屋市中区黒川本通2-46 3F (株)焼肉坂井ホールディングス内	910-5210
ウズベキスタン共和国名誉領事館	名誉領事 伊藤 博之	〒461-0015 名古屋市中区東片端町23 東片端サンコービル 5F南	265-9919

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
エチオピア連邦民主共和国 名誉領事館	名誉領事 松本 定道	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目35番1号 中京総合警備保障(株)内	757-4312
オーストリア共和国名誉領事館	名誉領事 山口 千秋	〒450-6216 名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスクエア 16F 東和不動産(株)内	584-7111
オランダ王国名誉領事館	名誉領事 岡谷 篤一	〒460-8666 名古屋市中区栄2丁目4-18 岡谷鋼機(株)内	204-8100
ガンビア共和国名誉総領事館	名誉総領事 ピントウ・クジャビ・ジャ ロ	〒452-0822 名古屋市区中小田井5-16 2F	684-5911
カンボジア王国名誉領事館	名誉領事 高田 誠喜	〒464-0073 名古屋市中村区高見2-7-7 ユニオンビル 3F	753-5024
ケニア共和国名誉領事館	名誉領事 加留部 淳	〒450-8575 名古屋市中村区名駅4-9-8 センチュリー豊田ビル 16F 豊田通商(株)内	584-5019
コスタリカ共和国名誉総領事館	名誉総領事 豊田 章男	〒450-8711 名古屋市中村区名駅4-7-1 トヨタ自動車(株)名古屋オフィス内	552-2111
コロンビア共和国名誉領事館	名誉領事 中村 規脩	〒460-0017 名古屋市中区松原2丁目10番7号 (株)萬葉庵 5F	332-1124
シンガポール共和国 名誉総領事館	名誉総領事 川浦 康嗣	〒460-0006 名古屋市中区葵3-21-19 (株)メニコン内	935-1258
スリランカ民主社会主義 共和国名誉領事館	名誉領事 小倉 忠	〒451-8501 名古屋市区則武新町3丁目1-36 (株)ノリタケカンパニーリミテド内	561-7123
タイ王国名誉総領事館	名誉総領事 三輪 芳弘	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目6-29 興和(株)内	963-3451
デンマーク王国名誉領事館	名誉領事 豊田 周平	〒448-8651 愛知県刈谷市豊田町1-1 トヨタ紡織(株)内	080- 6987-0070
ドイツ連邦共和国名誉領事館	名誉領事 神野 吾郎	〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通1-55 サラタタワー (株)サラコーポレーション内	0532-51- 1277
ニュージーランド名誉領事館	名誉領事 林 謙治	〒454-0802 名古屋市中川区福住町2-26 リンナイ(株)内	361-8415
ハンガリー名誉領事館	名誉領事 寺西 和子	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-27 第一名駅ビル 1F	551-5177
バングラデシュ人民共和国名誉 領事館	名誉領事 佐藤 昌考	〒450-6212 名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドス クエア12階 東海東京証券(株)内	527-1170
フィジー共和国名誉領事館	名誉領事 伊藤 靖祐	〒459-8013 名古屋市区高根山1-1601	624-8811
フィンランド名誉領事館	名誉領事 柘植 康英	〒450-6101 名古屋市中村区名駅1丁目1-4 JRセントラルタワーズ東海旅客鉄道(株) 内	564-5105
フランス名誉領事館	名誉領事 川合 尊	〒461-0005 名古屋市区東桜1-1-1 アーバンネット名古屋ネクスタビル 19F 日本特殊陶業(株)内	218-6159

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
ベトナム社会主義共和国 名誉領事館	名誉領事 夏目 長門	〒464-0057 名古屋市千種区法王町2-5-G10D	715-6755
ベルギー王国名誉領事館	名誉領事 豊田 鐵郎	〒451-6017 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー (株) 豊田自動 織機内	589-9440
ポルトガル名誉領事館	名誉領事 深谷 紘一	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-28 桜通豊田ビル 15F	586-5423
ミャンマー連邦共和国 名誉領事館	名誉領事 西村 利夫	〒452-0818 名古屋市西区山田町上小田井東古川3117	508-5105
メキシコ合衆国名誉領事館	名誉領事 豊田 章男	〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車 (株) 内	0565-28- 2121
モンゴル国名誉領事館	名誉領事 安藤 琢弥	〒454-0926 名古屋市中川区打出2-70 松蔭病院内	352-3251
モンテネグロ名誉領事館	名誉領事 判治 誠吾	〒484-0061 犬山市大字前原字天道新田 大同メタル工業(株) 犬山事業所内	0568-65- 6627
ラオス人民民主共和国 名誉領事館	名誉領事 大原 康之	〒460-8330 名古屋市中区上前津2-9-29 (株) 榎屋内	331-4399
ラトビア共和国 名誉領事館	名誉領事 天野 源之	〒460-8630 名古屋市中区錦1-2-7 天野エンザイム(株) 内	211-3033

3 国際研修機関

(2025年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 アジア保健研修所	理事長 斎藤 尚文	〒470-0111 愛知県日進市米野木町南山987-30	0561- 73-1950
公益財団法人 オイスカ	代表理事 中野 悦子	< 中部日本研修センター > 〒470-0328 愛知県豊田市勘八町勘八27-56	0565- 42-1101
独立行政法人国際協力機構 中部センター	所長 上町 透	〒453-0872 名古屋市中村区平池町4丁目60-7	533-0220

4 愛知県内の国際交流団体

下記のインターネットサイトにて検索することができます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/topj/index.html>

(愛知県国際交流協会ホームページ)

* 市内民間交流団体数 136

資料：公益財団法人 愛知県国際交流協会「国際交流ハンドブック 2024年度版」

5 その他

(2025年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 愛知県国際交流協会	会長 神田 真秋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内	961-8744
特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター	代表理事 中島 隆宏 坂 茂樹	〒460-0004 名古屋市中区新栄町2丁目3番地 YWCAビル7階	228-8109
名古屋国際交流団体協議会	会長 滝 リンダ	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル4F NIA事務局	581-5630
公益財団法人 名古屋国際センター	理事長 眞野 隆久	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル内	581-5674
日本貿易振興機構(JETRO) 名古屋貿易情報センター	所長 平野 修一	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター18階	589-6210

IV 関係条例等

1 名古屋市国際交流事業積立基金条例

昭和63年3月31日

条例第37号

(設置の目的)

第1条 国際交流事業の推進を図る資金に充てるため、名古屋市国際交流事業積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、国際交流事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、国際交流事業の推進を図る資金に充て、又は基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 名古屋国際センター条例

昭和59年4月3日

条例第38号

(設置)

第1条 地域の国際化を推進し、住民の福祉と文化の向上を図るため、次のように名古屋国際センターを設置する。

名称 名古屋国際センター

位置 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

(事業)

第2条 名古屋国際センター(以下「センター」という。)は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

(2) 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施

(3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

(4) センターの施設の供用

(5) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 センターの施設の使用の許可を受けた

者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

（特別の設備）

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（原状回復）

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに前条の規

定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償等）

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者）

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第12条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、地域の国際化推進に取り組む団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、センターを地域の国際化推進活動の拠点として、その事業を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するも

のとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設の使用の許可に関すること。
- (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和59年規則第91号で昭和59年8月1日から施行。ただし、第1条及び第9条の規定は、昭和59年10月12日から施行する。)

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋国際センター条例第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者に係る前項の日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第90号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋国際センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに同条例第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第66号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
別表(略)

3 名古屋国際センター条例施行細則

昭和 59 年 8 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋国際センター条例(昭和 59 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋国際センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、条例別表に掲げる施設にあっては、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 月曜日(条例別表に掲げる施設を除く。)
- (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- (3) 施設点検日(2 月及び 8 月の第 2 日曜日)

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によるセンターの施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、名古屋国際センター使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日(2 日以上連続して使用しようとする場合は、その初日をいう。)の属する月の前 12 月以後において、提出することができる。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第 5 条 センターの施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、ホール及び展示室については、引き続き 30 日以内、会議室、和室及び研修室については、引き続き 5 日以内

とする。ただし、市長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第 6 条 使用許可は、名古屋国際センター使用許可書(第 2 号様式)を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第 7 条 センターの附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第 8 条 条例第 5 条の規定による利用料金の減免の申請は、名古屋国際センター利用料金減免申請書(第 3 号様式)により行うものとする。

- 2 条例第 5 条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 名古屋市が主催又は共催する地域の国際化推進に資する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 地域の国際化推進に資する行事で市長が特に有益と認めるものに使用するとき 利用料金の全額又は 2 分の 1 相当の額

(利用料金の還付)

第 9 条 条例第 6 条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由によって施設又は附属設備の使用ができないとき。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(2 日以上連続する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前 14 日までに使用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定めるとき。

- 2 利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に当たるとき 利用料金の全額
- (2) 前項第 2 号に当たるとき 利用料金の額の 2 分の 1 相当の額
- (3) 前項第 3 号に当たるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(特別の設備)

第 10 条 条例第 8 条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

- 2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 11 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第 12 条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

- 2 使用者は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入館者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第 13 条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可をしたセンターの施設に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第 14 条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第 12 条第 1 項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 16 条 条例第 12 条第 2 項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋国際センター指定管理者指定申請書(第 4 号様式)によって行わなければならない。

- 2 条例第 12 条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第 17 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋国際センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第 18 条 条例第 12 条第 4 項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第 12 条第 4 項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第 19 条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) センターの管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第 20 条 指定管理者は、毎年度 4 月 30 日までに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) センターの使用状況

(3) センターの管理経費等の収支状況

(4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(委任)

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年規則第 80 号)

1 この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則に基づいて作成されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成 4 年規則第 1 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 79 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成 5 年規則第 125 号)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定は、平成16年4月1日以後の使用について適用する。

附 則(平成17年規則第174号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から附則第6項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の

規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日以前においても行うことができる。

3 平成18年4月1日において現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用申込書及び使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

5 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

6 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年規則第59号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成24年規則第121号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)抄

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表(略)